

令和5年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(11 月 24 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

1	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例 新旧対照表	1
2	神奈川県都市公園条例 新旧対照表	4
3	神奈川県道路占用料等徴収条例 新旧対照表	7
4	港湾の設置及び管理等に関する条例 新旧対照表	15
5	神奈川県流水占用料等徴収条例 新旧対照表	19
6	神奈川県海岸占用料等徴収条例 新旧対照表	24
7	一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事の概要	27
8	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）の概要	31
9	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）の概要	35
10	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）の概要	39

1 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）新旧対照表

改 正						現 行					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
区分	単位	使用料				区分	単位	使用料			
		所在地						所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積	320円	270円	250円	250円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積	300円	250円	230円	230円
	1平方メートル										
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	一トール1年	700円	590円	560円	550円	倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	一トール1年	680円	550円	520円	500円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円
鉄塔		使用面積 1平方メートル 1年	1,900円	1,600円	1,530円	1,500円		鉄塔	使用面積 1平方メートル 1年	1,840円	1,490円
その他の柱類	1本1年	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円

		改 正				現 行					
管類	外径が 0.07メー トル以上		130円	100円	87円	82円		130円	100円	84円	78円
	0.1メー トル未満 のもの										
	外径が 0.1メー トル以上		200円	160円	130円	120円		190円	150円	130円	120円
	0.15メー トル未満 のもの										
	外径が 0.15メー トル以上		260円	210円	170円	160円		250円	200円	170円	160円
	0.2メー トル未満 のもの										
	外径が 0.2メー トル以上	長さ1メ ートル1	400円	310円	260円	250円	長さ1メ ートル1	380円	300円	250円	230円
	0.3メー トル未満 のもの	年					年				
	外径が 0.3メー トル以上		530円	420円	350円	330円		510円	400円	340円	310円
	0.4メー トル未満 のもの										
	外径が 0.4メー トル以上		920円	730円	610円	570円		890円	700円	590円	540円
	0.7メー トル未満 のもの										
外径が 0.7メー トル以上		1,320 円	1,040 円	870円	820円		1,270 円	1,010 円	840円	780円	
1メート ル未満の もの											
外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの		2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円	

改 正							現 行						
	外径が2 メートル 以上のもの		5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円		外径が2 メートル 以上のもの		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円
看板		表示面積 1平方メ ートル1 年	8,200 円	4,310 円	1,330 円	910円	看板		表示面積 1平方メ ートル1 年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円
	農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年	14円	12円	11円	11円		農耕地、牧草地 等	使用面積 1平方メ ートル1 年	14円	11円	10円	10円
土石の 採取	たんぼ 田圃砂利 の採取	採取量1 立方メー トル	230円				土石の 採取	たんぼ 田圃砂利 の採取	230円				
	山砂利の 採取		260円					山砂利の 採取	260円				
	その他の 土石の採 取		460円					その他の 土石の採 取	460円				
備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 2～9 (略)							備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 2～9 (略)						

2 神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改正						現行							
別表第2（第24条関係）						別表第2（第24条関係）							
1（略）						1（略）							
2 都市公園の占用許可による使用料						2 都市公園の占用許可による使用料							
都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。						都市公園の占用許可による使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。ただし、期間が1月以上の占用の許可に係る使用料の額は、次の表により計算して得た額とする。							
占用物件	単位	使用料				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
		所在地											
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地								
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	2,650円	2,890円	2,400円	2,230円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	4,920円	3,890円	3,240円	3,000円				
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	2,120円	1,680円	1,400円	1,290円				
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円				
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	4,660円	3,690円	3,070円	2,850円				
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	3,670円	2,780円	2,220円	2,010円				
鉄塔		占用面積1平方メートル1年	3,840円	2,910円	2,350円	2,170円	210円	170円	140円	130円			
その他の柱類		1本1年	220円	170円	150円	140円	210円	170円	140円	130円			
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）		長さ1メートル1年	22円	17円	15円	14円	21円	17円	14円	13円			
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	8円	13円	10円	8円	8円				
特別高圧架空電線	使用電圧が7千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	1,150円	870円	700円	650円	1,110円	840円	670円	610円				
	使用電圧が17万ボルト以上のもの	1,920円	1,450円	1,170円	1,080円	1,840円	1,400円	1,120円	1,010円				
公衆電話所	1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円				

		改 正				現 行			
		円	円	円	円	円	円	円	円
管 類	郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1,850 円	1,460 円	1,220 円	1,150 円	1,780 円	1,410 円	1,170 円	1,090 円
	外径が 0.07メー トル未満 のもの	92円	73円	61円	57円	89円	70円	59円	54円
	外径が 0.07メー トル以上 0.1メート ル未満の もの	130円	100円	87円	82円	130円	100円	84円	78円
	外径が0.1 メートル 以上0.15 メートル 未満のも の	200円	160円	130円	120円	190円	150円	130円	120円
	外径が 0.15メー トル以上 0.2メート ル未満の もの	260円	210円	170円	160円	250円	200円	170円	160円
	外径が0.2 メートル 以上0.3メ ートル未 満のもの	400円	310円	260円	250円	380円	300円	250円	230円
	外径が0.3 メートル 以上0.4メ ートル未 満のもの	530円	420円	350円	330円	510円	400円	340円	310円
	外径が0.4 メートル 以上0.7メ ートル未 満のもの	920円	730円	610円	570円	890円	700円	590円	540円
	外径が0.7 メートル 以上1メ ートル未 満のもの	1,320 円	1,040 円	870円	820円	1,270 円	1,010 円	840円	780円
	外径が1 メートル 以上2メ ートル未	2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円	2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円
	長さ1メ ートル1 年								

改 正					現 行				
満のものの 外径が2 メートル 以上のもの									
		5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円	5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円
橋並びに道 路、鉄道及び 軌道で高架の もの	占用面積	4,100 円	2,150 円	660円	460円	4,010 円	2,360 円	750円	520円
	1平方メ ートル1 年	2,460 円	1,290 円	400円	270円	2,400 円	1,420 円	450円	310円
通路、鉄道、 軌道、公共駐 車場、防火用 貯水槽等で地 下に設けるも の	1本1年	3,520 円	2,780 円	2,330 円	2,180 円	3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円
標識	占用面積								
その他のもの	1平方メ ートル1 日	38円	29円	23円	21円	36円	27円	22円	20円
3 (略) 備考 (略)					3 (略) 備考 (略)				

3 神奈川県道路占用料等徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）新旧対照表

改正					現行							
別表（第2条、第4条関係）					別表（第2条、第4条関係）							
占用物件	単位	占用料				占用物件	単位	占用料				
		所在地						所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円		
	第二種電柱	3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱	3,650円	2,890円	2,400円	2,230円		
	第三種電柱	5,100円	4,030円	3,380円	3,170円	第三種電柱	4,920円	3,890円	3,240円	3,000円		
	第一種電話柱	1本1年	2,200円	1,740円	1,460円	1,360円	第一種電話柱	1本1年	2,120円	1,680円	1,400円	1,290円
	第二種電話柱	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円	第二種電話柱	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円		
	第三種電話柱	4,830円	3,820円	3,200円	3,000円	第三種電話柱	4,660円	3,690円	3,070円	2,850円		
	その他の柱類	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	210円	170円	140円	130円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	22円	17円	15円	14円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	17円	14円	13円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	8円	8円
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,150円	1,700円	1,430円	1,340円	路上に設ける変圧器	1個1年	2,080円	1,640円	1,370円	1,270円
地下に設ける変圧器	1平方メートル1年	1,320円	1,040円	870円	820円	地下に設ける変圧器	1平方メートル1年	1,270円	1,010円	840円	780円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1,850円	1,460円	1,220円	1,150円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1,780円	1,410円	1,170円	1,090円			

改 正						現 行							
	広告塔	表示面積 1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円	910円	広告塔	表示面積 1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	
		占有面積 1平方メートル1年	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円		占有面積 1平方メートル1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	57円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	82円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	120円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	400円	310円	260円	250円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	380円	300円	250円	230円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル		920円	730円	610円	570円		外径が0.4メートル以上0.7メートル		890円	700円	590円	540円

改 正						現 行						
	未満のもの						未満のもの					
	外径が0.7メートル以上		1,320	1,040	870円	820円	外径が0.7メートル以上		1,270	1,010	840円	780円
	1メートル未満のもの						1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上		2,640	2,080	1,750	1,640	外径が1メートル以上		2,540	2,010	1,680	1,550
	2メートル未満のもの						2メートル未満のもの					
	外径が2メートル以上のもの		5,270	4,160	3,500	3,280	外径が2メートル以上のもの		5,090	4,030	3,350	3,110
		法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートル1年				法第32条第1項第3号に掲げる施設					
法第32条第1項第3号に掲げる施設	地下に設けるもの		13円	10円	9円	8円						
			44円	35円	29円	27円			4,240	3,360	2,790	2,590
									円	円	円	円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年	3,520	2,780	2,330	2,180	占有面積1平方メ					
	その他の	上空に設	2,200	1,740	1,460	1,360						
		面積	円	円	円	円						

改 正								現 行										
		ものける	1平															
		もの	方メ															
		地下	一ト															
		に設	ル1	1,320	1,040	870円	820円											
		ける	年	円	円													
		もの																
		その他のもの		4,400	3,470	2,910	2,730											
		の		円	円	円	円											
法第	歩廊			220円	210円	190円	190円								190円	180円	160円	160円
32条																		
第1																		
項第																		
4号	その他のもの			460円	330円	190円	190円								390円	280円	160円	160円
に掲																		
げる																		
施設																		
		階数が	占用	A×0.004											A×0.005			
		1のもの	面積															
		の	1平															
法第	地下	階数が	方メ	A×0.006										A×0.008				
32条	街及	2のもの	一ト															
第1	び地	の	ル1	A×0.007									A×0.01					
項第	下室	階数が	年															
5号		3以上																
に掲		のもの																
げる	上空に設け			4,100	2,150	660円	460円							4,010	2,360	750円	520円	
施設	る通路			円	円									円	円			
	地下に設け			2,460	1,290	400円	270円							2,400	1,420	450円	310円	
	る通路			円	円									円	円			
	その他のもの			460円	330円	190円	190円							390円	280円	160円	160円	
	の																	
法第	祭礼、縁日		占用															
32条	その他の催		面積															
第1	しに際し、		1平	82円	43円	13円	9円							80円	47円	15円	10円	
項第	一時的に設		方メ															
6号	けるもの		一ト															
に掲			ル1															
げる			日															
施設																		
	その他のもの		占用															
			面積															
			1平	820円	430円	130円	91円							800円	470円	150円	100円	
			方メ															
			一ト															

改正							現行								
			ル1月						ル1月						
政令第7条第1号に掲げる物件	看板 (ア一ちであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル	820円	430円	130円	91円		看板 (ア一ちであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル	800円	470円	150円	100円
		その他のもの	表示面積 1平方メートル	8,200円	4,310円	1,330円	910円		その他のもの	表示面積 1平方メートル	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	
	標識	1本 1年	3,520円	2,780円	2,330円	2,180円		標識	1本 1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本 1日	82円	43円	13円	9円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本 1日	80円	47円	15円	10円
		その他のもの	1本 1月	820円	430円	130円	91円			その他のもの	1本 1月	800円	470円	150円	100円
	幕 (政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル	82円	43円	13円	9円		幕 (政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル	80円	47円	15円	10円
		その他のもの	その面積 1平方メートル	820円	430円	130円	91円			その他のもの	その面積 1平方メートル	800円	470円	150円	100円

改正							現行								
			月						月						
	アーチ	車道を横断するもの	1基	8,200円	4,310円	1,330円	910円		アーチ	車道を横断するもの	1基	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円
		その他	1月	4,100円	2,150円	660円	460円			その他	1月	4,010円	2,360円	750円	520円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	4,400円	3,470円	2,910円	2,730円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円
政令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートル1年	A×0.031				政令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートル1年	A×0.033			
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1平方メートル1年	820円	430円	130円	91円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1平方メートル1年	800円	470円	150円	100円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	440円	350円	290円	270円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	420円	340円	280円	260円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			A×0.008	A×0.009	A×0.012	A×0.014	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの			A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019	
	上空に設けるもの			A×0.017				上空に設けるもの			A×0.023				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの		A×0.004				地下(トンネルの上の地下を除く。)			A×0.005				
		階数が2のもの		A×0.006							A×0.008				
		階数が3以上のもの		A×0.007							A×0.01				

改 正				現 行									
	その他のもの		$A \times 0.025$					その他のもの		$A \times 0.033$			
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		$\frac{A \times}{0.01}$	$\frac{A \times}{0.012}$	$\frac{A \times}{0.015}$	$\frac{A \times}{0.019}$	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		$\frac{A \times}{0.011}$	$\frac{A \times}{0.014}$	$\frac{A \times}{0.016}$	$\frac{A \times}{0.019}$
	その他のもの		$\frac{A \times}{0.007}$	$\frac{A \times}{0.009}$	$\frac{A \times}{0.011}$	$\frac{A \times}{0.014}$		その他のもの		$\frac{A \times}{0.008}$	$\frac{A \times}{0.01}$	$\frac{A \times}{0.012}$	$\frac{A \times}{0.013}$
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1平方メートル1年	$A \times 0.022$				政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1平方メートル1年	$A \times 0.023$			
	その他のもの		$\frac{A \times}{0.007}$	$\frac{A \times}{0.009}$	$\frac{A \times}{0.011}$	$\frac{A \times}{0.014}$		その他のもの		$\frac{A \times}{0.008}$	$\frac{A \times}{0.01}$	$\frac{A \times}{0.012}$	$\frac{A \times}{0.013}$
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$\frac{A \times}{0.01}$	$\frac{A \times}{0.012}$	$\frac{A \times}{0.015}$	$\frac{A \times}{0.019}$	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$\frac{A \times}{0.011}$	$\frac{A \times}{0.014}$	$\frac{A \times}{0.016}$	$\frac{A \times}{0.019}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.022$					上空に設けるもの		$A \times 0.023$			
	その他のもの		$A \times 0.031$					その他のもの		$A \times 0.033$			
政令第7条第12号に掲げる器具			$A \times 0.025$				政令第7条第12号に掲げる器具			$A \times 0.033$			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$\frac{A \times}{0.01}$	$\frac{A \times}{0.012}$	$\frac{A \times}{0.015}$	$\frac{A \times}{0.019}$	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$\frac{A \times}{0.011}$	$\frac{A \times}{0.014}$	$\frac{A \times}{0.016}$	$\frac{A \times}{0.019}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.022$					上空に設けるもの		$A \times 0.023$			
	その他のもの		$A \times 0.031$					その他のもの		$A \times 0.033$			

改 正		現 行
政令第7条第14号 に掲げる施設	$A \times 0.031$	(新規)
備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市及び座間市の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 3～9 (略)	備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、 <u>座間市及び綾瀬市</u> の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。 (3)・(4) (略) 3～9 (略)	

4 港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）新旧対照表

改 正				現 行				
別表第1（第11条関係） 1～6（略） 7 専用利用料 専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、(1)及び(2)の規定を適用する場合において、第5条第1項の規定による承認の期間が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 <u>(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用</u>				別表第1（第11条関係） 1～6（略） 7 専用利用料 専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、(1)及び(2)の規定を適用する場合において、第5条第1項の規定による承認の期間が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 <u>(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用</u>				
区分	単位	専用利用料		区分	単位	専用利用料		
		港湾名				港湾名		
		湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港			湘南港	葉山港、 大磯港、 真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	第二種電柱		3,650円	2,890円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	第三種電柱		4,920円	3,890円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	
その他の柱類		220円	170円	その他の柱類		210円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		240円	160円	共架電線その他上空に設ける線類		240円	170円	
地下に設ける電線その他の線類		130円	86円	地下に設ける電線その他の線類		120円	89円	
管類		長さ1メートル	外径が0.07メートル未満のもの	92円		73円	長さ1メートル	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円		100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円		150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円		200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円		300円
	外径が0.3メートル		530円	420円	外径が0.3メートル	510円		400円

改 正				現 行				
ル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上2メートル未満のもの 外径が2メートル以上のもの								
			920円	730円		890円	700円	
			1,320円	1,040円		1,270円	1,010円	
			2,640円	2,080円		2,540円	2,010円	
			5,270円	4,160円		5,090円	4,030円	
	柵類		1,420円	960円	柵類		1,430円	990円
	看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円

備考 (略)

(2)・(3) (略)

別表第2 (第11条関係)

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税等々に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

区分	占用料等		
	単位	港湾名	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	320円	270円
	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)	700円	590円
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円
第二種電柱		3,780円	2,980円
第三種電柱		5,100円	4,030円
第一種電話柱		2,200円	1,740円
第二種電話柱		3,520円	2,780円
第三種電話柱		4,830円	3,820円

備考 (略)。

(2)・(3) (略)

別表第2 (第11条関係)

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税等々に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

区分	占用料等		
	単位	港湾名	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	300円	250円
	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)	680円	550円
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円
第二種電柱		3,650円	2,890円
第三種電柱		4,920円	3,890円
第一種電話柱		2,120円	1,680円
第二種電話柱		3,390円	2,690円
第三種電話柱		4,660円	3,690円

改 正				現 行					
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,900円	1,600円	鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	1,840円	1,490円		
	その他の柱類	1 本 1 年	220円		170円	その他の柱類	1 本 1 年	210円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		22円	17円	共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円		
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円		
管類	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	管類	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年	400円		310円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年	380円	300円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円		420円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円		730円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円		1,040円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円		2,080円	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円		4,160円	外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円
柵類		920円	770円	柵類		880円	720円		
係船浮標、係船くい及び信号標	1 基 1 年	900円	760円	係船浮標、係船くい及び信号標	1 基 1 年	870円	700円		
看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	8,200円	4,310円	看板	表示面積 1 平方メートル 1 年	8,010円	4,730円		
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積 1 平方メートル	310円	260円	海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積 1 平方メートル	300円	250円		

改 正				現 行			
	方メー				方メー		
	トル1				トル1		
	月				月		
土砂の採取	採取量		300円	土砂の採取	採取量		300円
	1立方				1立方		
	メートル				メートル		
	ル				ル		
備考 (略)				備考 (略)			

5 神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正					現 行						
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）						
区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				区分	土地占用料又は廃川敷地使用料					
	単位	所在地				単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地			第四級地	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平	320円	270円	250円	250円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積 1平	300円	250円	230円	230円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	方メートル 1年	700円	590円	560円	550円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）	方メートル 1年	680円	550円	520円	500円
第一種電柱		2,460円	1,940円	1,630円	1,530円	第一種電柱		2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	2,350円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円

改 正						現 行					
第三種電柱	1本	5,100 円	4,030 円	3,380 円	3,170 円	第三種電柱	1本	4,920 円	3,890 円	3,240 円	3,000 円
第一種電話柱	1年	2,200 円	1,740 円	1,460 円	1,360 円	第一種電話柱	1年	2,120 円	1,680 円	1,400 円	1,290 円
第二種電話柱		3,520 円	2,780 円	2,330 円	2,180 円	第二種電話柱		3,390 円	2,690 円	2,230 円	2,070 円
第三種電話柱		4,830 円	3,820 円	3,200 円	3,000 円	第三種電話柱		4,660 円	3,690 円	3,070 円	2,850 円
鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	1,900 円	1,600 円	1,530 円	1,500 円	鉄塔	占用面積 1平方メートル 1年	1,840 円	1,490 円	1,400 円	1,370 円
その他の柱類	1本 1年	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	1本 1年	210円	170円	140円	130円
共架電線 その他上空に設ける線類		22円	17円	15円	14円	共架電線 その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円
地下に設ける電線 その他の線類		13円	10円	9円	8円	地下に設ける電線 その他の線類		13円	10円	8円	8円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	87円	82円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル以上	200円	160円	130円	120円	外径が0.1メートル以上0.15メートル以上		190円	150円	130円	120円

改 正					現 行						
一トル未満のもの					一トル未満のもの						
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円	160円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	400円	310円	260円	250円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	380円	300円	250円	230円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円	330円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円	570円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円	820円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	780円

改 正					現 行						
外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの		2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円
外径が 2メー トル以 上のも の		5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円	外径が 2メー トル以 上のも の		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円
柵類		920円	770円	740円	720円	柵類		880円	720円	680円	660円
看板	表示 面積 1平方 メートル 1年	8,200 円	4,310 円	1,330 円	910 円	看板	表示 面積 1平方 メートル 1年	8,010 円	4,730 円	1,510 円	1,040 円
運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	占用 面積 1平方 メートル 1年	150円	130円	120円	120円	運動場、 競技場、 遊園地そ の他これ らに類す る施設	占用 面積 1平方 メートル 1年	150円	120円	110円	110円
農耕地、 牧草地等		14円	12円	11円	11円	農耕地、 牧草地等		14円	11円	10円	10円
備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び東京都町田市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。					備考 1 所在地とは、占用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、占用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。 (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市の区域をいう。 (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。						

改 正	現 行
(3)・(4) (略) 2～9 (略)	(3)・(4) (略) 2～9 (略)

6 神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）新旧対照表

改正					現行						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
区分	占用料等				区分	占用料等					
	単位	所在地				単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地			第一級地	第二級地	第三級地		
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	320円	270円	250円	通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	300円	250円	230円		
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	700円	590円	560円	倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	1本1年	680円	550円	520円		
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	1,630円	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円		
第二種電柱		3,780円	2,980円	2,510円	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円		
第三種電柱		5,100円	4,030円	3,380円	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円		
第一種電話柱		2,200円	1,740円	1,460円	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円		
第二種電話柱		3,520円	2,780円	2,330円	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円		
第三種電話柱		4,830円	3,820円	3,200円	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円		
鉄塔		占有面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	1,530円		鉄塔	占有面積1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円
その他の柱類		1本1年	220円	170円	150円		その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円
共架電線その他上空に設ける線類			22円	17円	15円		共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	9円	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円		
外径が0.07メートル未満のもの		92円	73円	61円	外径が0.07メートル未満のもの		89円	70円	59円		
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	87円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円		
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円	130円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円		

改正				現行					
管類	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円	170円		250円	200円	170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年	400円	310円	260円		380円	300円	250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円	350円		510円	400円	340円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円	610円		890円	700円	590円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円	870円		1,270円	1,010円	840円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円	1,750円		2,540円	2,010円	1,680円
	外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	3,500円		5,090円	4,030円	3,350円
	柵類		920円	770円	740円		880円	720円	680円
	看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	1,330円		8,010円	4,730円	1,510円
	海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積1平方メートル1月	310円	260円	250円		300円	250円	230円
土石の採取	砂		260円				260円		
	砂利(径が6センチメートル以下のものをいう。)		300円				300円		
	栗石(径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。)	採取量1立方メートル	360円				360円		
	玉石(径が15センチメートルを超え30センチメートル以下)		460円				460円		

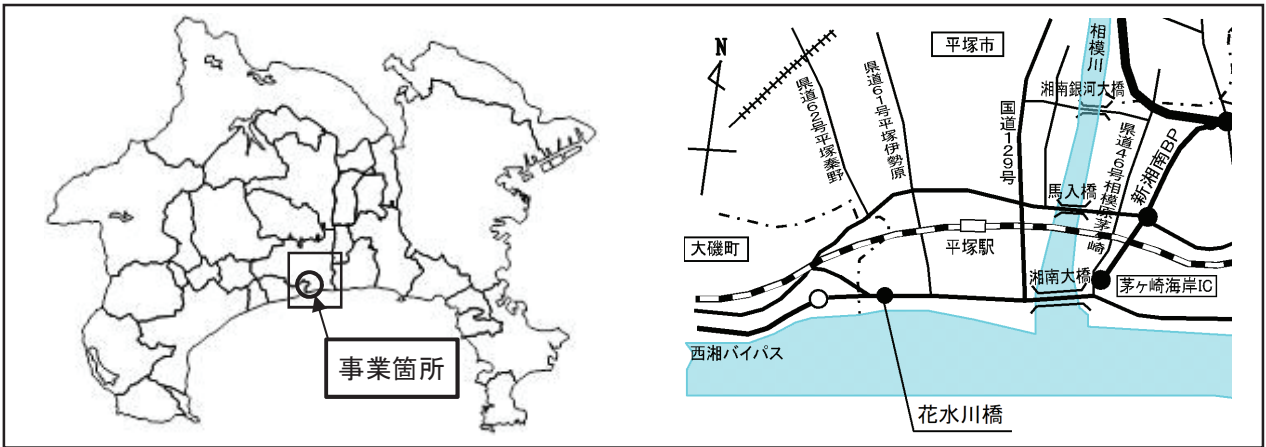
改 正				現 行			
	下のものをい				下のものをい		
	う。)				う。)		
	転石(径が30セ				転石(径が30セ		
	ンチメートル				ンチメートル		
	を超えるもの		530円		を超えるもの		530円
	をいう。)				をいう。)		
	混合土石		300円		混合土石		300円
備考 (略)				備考 (略)			

7 一般国道 134 号花水川橋架替（仮橋）工事の概要

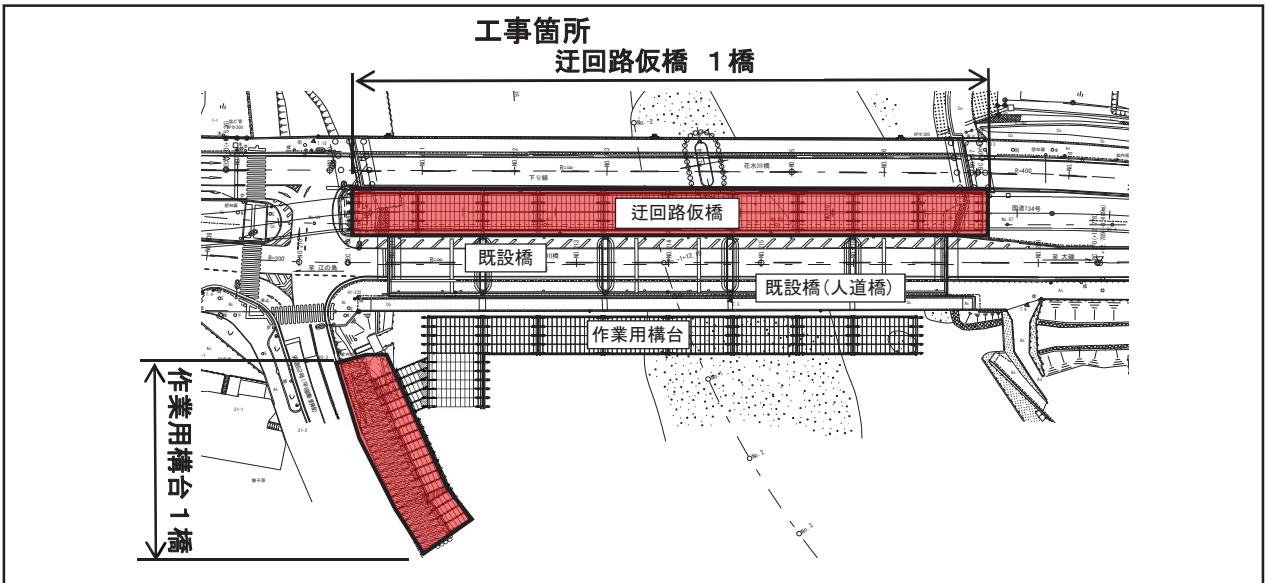
- (1) 工 事 名 称 一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事
- (2) 工 事 場 所 平塚市虹ヶ浜～唐ヶ原地内
- (3) 工 事 内 容 迂回路仮橋橋長L=136m
迂回路仮橋 1 橋
鋼管杭基礎 φ800 16本
作業用構台 1 橋
- (4) 請 負 契 約 金 額 8 億3, 922万3, 000円
- (5) 請 負 契 約 者 名 池田建設・関東緑地土木特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社池田建設
代表取締役 池 田 一
所在地 神奈川県伊勢原市笠窪421-20

一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事

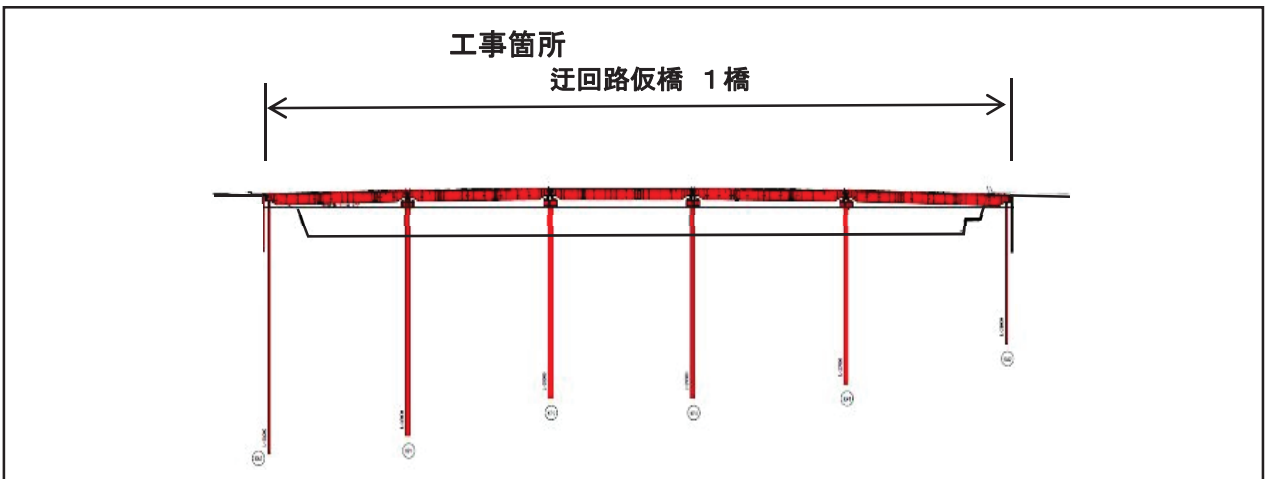
【位置図】



【平面図】



【側面図】



入札執行状況調書

工事名称 一般国道134号花水川橋架替（仮橋）工事

- 1 開札年月日 令和5年10月10日
- 2 落札額 839,223,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 76,293,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

予 定 価 格	落 札 額	品質確保保証価格	失格基準価格
868,000,000	762,930,000	763,840,000	725,648,000

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	評 価 値	摘 要
			第 1 回入札高		
池田建設・関東緑地土木 特定建設工事共同企業体	神奈川県伊勢原 市笠窪421- 20	株式会社 池田建 設	762,930,000	0.1597	落札
東亜・西特定建設工事共 同企業体	神奈川県横浜市 中区太田町1- 15	東亜建設工業株 式会社横浜支店	787,000,000	0.1499	
東洋・浅岡特定建設工事 共同企業体	神奈川県横浜市 中区山下町25 -15	東洋建設株式会 社横浜支店	833,000,000	0.1470	
熊谷・日東特定建設工事 共同企業体	神奈川県横浜市 中区桜木町1丁 目1番67号	株式会社 熊谷組 横浜営業所	937,000,000		予定価 格超過
馬淵・新栄特定建設工事 共同企業体	神奈川県横浜市 南区花之木町2 丁目26番地	馬淵建設株式会 社			辞退
鹿島・増田特定建設工事 共同企業体	神奈川県横浜市 西区みなとみら い三丁目3番3 号	鹿島建設株式会 社横浜支店			辞退
ショーボンド建設・横浜 化工建設特定建設工事共 同企業体	神奈川県横浜市 港北区北新横浜 2-5-11	ショーボンド建 設株式会社横浜 営業所			辞退
フジタ・エス・ケイ・デ ィ特定建設工事共同企業 体	神奈川県横浜市 神奈川区金港町 7番地3	株式会社フジタ 横浜支店			辞退

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、「総合評価方式(簡易型)」により、請負契約者を決定したものである。上記表中の評
 価値は、小数第5位を四捨五入している。

(1) 入札価格 ≥ 品質確保保証価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

(2) 品質確保保証価格 > 入札価格 ≥ 失格基準価格の場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000$$

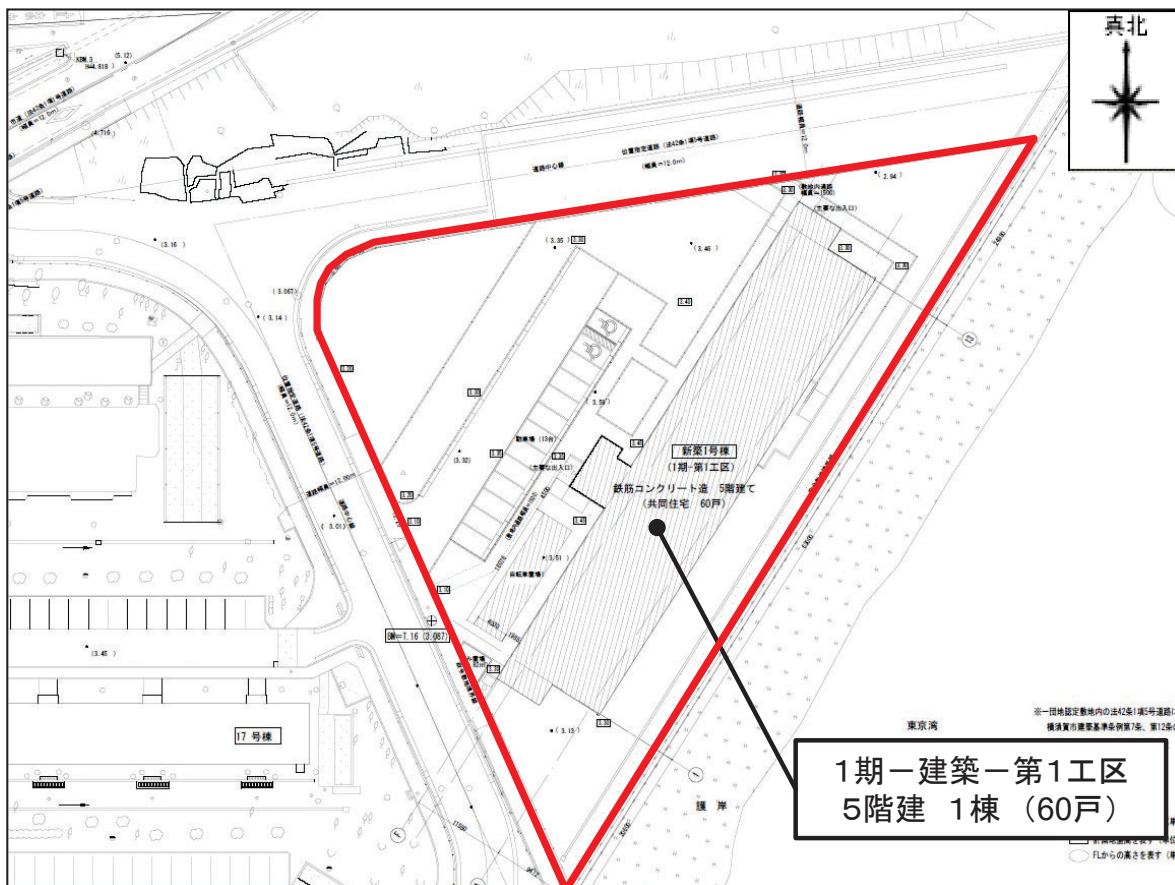
8 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）
- (2) 工 事 場 所 横須賀市鴨居2－80
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建 1棟
延床面積 3,309.51m²
住戸数 60戸
- (4) 請負契約金額 11億2,100万3,400円
- (5) 請負契約者名 小俣・サクラ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 順 一
所在地 横浜市南区新川町5丁目28番地

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第1工区）

- 1 開札年月日 令和5年9月21日
- 2 落札額 1,121,003,400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 101,909,400円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
1,095,800,000	1,019,094,000	1,019,094,000

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
小俣・サクラ特定建設工事 共同企業体	横浜市南区新川 町	(株) 小俣組	1,019,094,000	落札 (くじ 引き)
中鉢・レーベンホームビルド 特定建設工事共同企業体	横浜市旭区上白 根町	中鉢建設 (株)	1,019,094,000	(くじ 引き)
紅梅・昭和特定建設工事共同 企業体	横浜市西区戸部 本町	(株) 紅梅組	1,019,103,300	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	1,019,131,200	
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建 (株)	1,019,140,500	
安藤・杜企画特定建設工事共 同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	1,019,187,000	
松浦・今井特定建設工事共同 企業体	小田原市新屋	松浦建設 (株)	1,019,242,800	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	1,030,202,400	
大神・一ノ瀬建創特定建設工 事共同企業体	横須賀市大矢部	(株) 大神	1,050,988,800	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設 (株)	1,070,000,000	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	1,090,000,000	
小島・勝俣特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	1,096,290,000	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)		辞退
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事 (株)	1,018,071,000	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低落札価格を下回ったため失格。

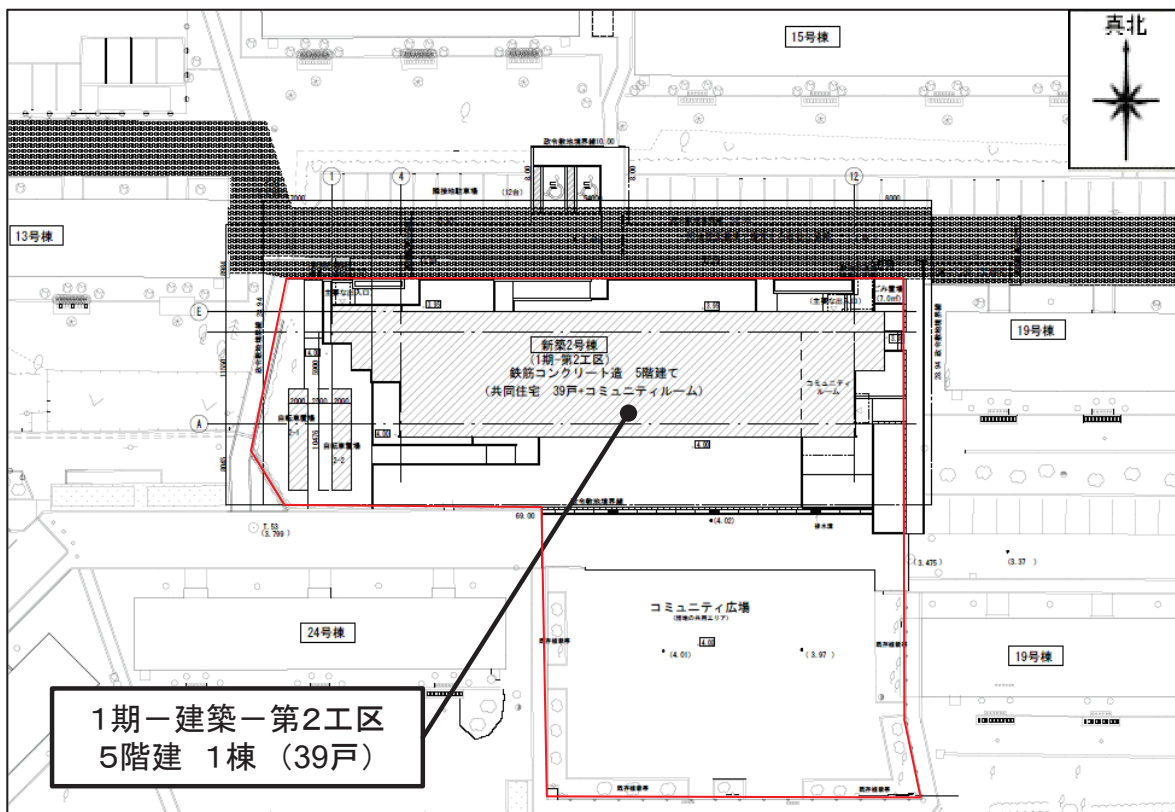
9 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）
- (2) 工 事 場 所 横須賀市鴨居2－80
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建 1棟
延床面積 2,543.25㎡
住戸数 39戸
- (4) 請負契約金額 7億9,577万6,740円
- (5) 請負契約者名 紅梅・昭和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社紅梅組
代表取締役 佐々木利文
所在地 横浜市西区戸部本町36番3号

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第2工区）

- 1 開札年月日 令和5年9月21日
- 2 落札額 795,776,740円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 72,343,340円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
769,610,000	723,433,400	723,433,400

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
紅梅・昭和特定建設工事共同企業体	横浜市西区戸部本町	(株) 紅梅組	723,433,400	落札 (くじ引き)
大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建(株)	723,433,400	(くじ引き)
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ディ	723,452,200	
安藤・杜企画特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株) 安藤建設	723,471,000	
渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	723,612,000	
中鉢・レーベンホームビルド特定建設工事共同企業体	横浜市旭区上白根町	中鉢建設(株)	728,424,000	
大神・一ノ瀬建創特定建設工事共同企業体	横須賀市大矢部	(株) 大神	753,375,000	
山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設(株)	755,000,000	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株) 三木組	767,000,000	
小島・勝俣特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	769,920,000	
亀井工業・大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)		辞退
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株) 小俣組		辞退
松浦・今井特定建設工事共同企業体	小田原市新屋	松浦建設(株)		辞退
日成工事・沼田工業特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事(株)	722,578,000	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低落札価格を下回ったため失格。

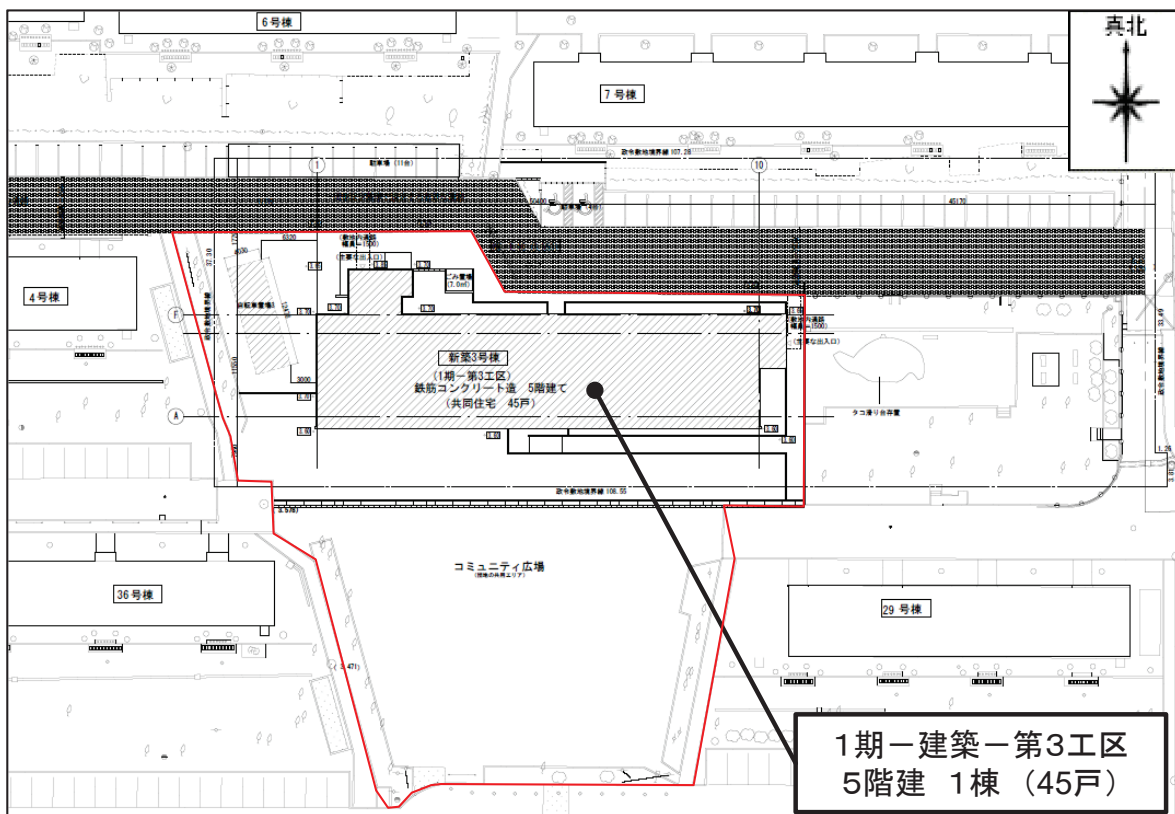
10 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）
- (2) 工 事 場 所 横須賀市鴨居2－80
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建 1棟
延床面積 2,675.89㎡
住戸数 45戸
- (4) 請負契約金額 9億1,527万6,120円
- (5) 請負契約者名 松浦・今井特定建設工事共同企業体
代表者 松浦建設株式会社
代表取締役 松 浦 秀 敏
所在地 小田原市新屋82番地1

県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事（1期－建築－第3工区）

- 1 開札年月日 令和5年9月21日
- 2 落札額 915,276,120円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 83,206,920円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
885,180,000	832,069,200	832,069,200

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
松浦・今井特定建設工事共同 企業体	小田原市新屋	松浦建設 (株)	832,069,200	落札
大野土建・愛甲建設特定建設 工事共同企業体	相模原市中央区 田名塩田	大野土建 (株)	832,078,600	
安藤・杜企画特定建設工事共 同企業体	横浜市磯子区中 原	(株) 安藤建設	832,088,000	
中鉢・レーベンホームビルド 特定建設工事共同企業体	横浜市旭区上白 根町	中鉢建設 (株)	832,088,000	
エス・ケイ・ディ・コラム建 設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株) エス・ケイ・ ディ	832,097,400	
紅梅・昭和特定建設工事共同 企業体	横浜市西区戸部 本町	(株) 紅梅組	832,116,200	
渡辺組・見上工業特定建設工 事共同企業体	横浜市中区南仲 通	(株) 渡辺組	832,407,600	
山王建設・山王総合特定建設 工事共同企業体	厚木市妻田北	山王建設 (株)	855,000,000	
大神・一ノ瀬建創特定建設工 事共同企業体	横須賀市大矢部	(株) 大神	858,023,200	
三木・三共特定建設工事共同 企業体	横浜市神奈川区 青木町	(株) 三木組	883,000,000	
小島・勝俣特定建設工事共同 企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	885,540,000	
亀井工業・大勝建設特定建設 工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)		辞退
小俣・サクラ特定建設工事 共同企業体	横浜市南区新川 町	(株) 小俣組		辞退
日成工事・沼田工業特定建設 工事共同企業体	横浜市港南区上 大岡西	日成工事 (株)	831,430,000	※失格

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(※) 入札高が最低落札価格を下回ったため失格。